

(役員の仕事)

第7条 本会の役員の仕事は、次のとおりである。

1. 会長は、本会を代表して組織の事業を統括し、有事の際の最高指揮者とする。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその仕事を代行する。
3. 記録・会計は、本会の会議記録・収支会計を行う。
4. 班長は、各実施部門の責任者とする。

(役員会)

第8条 本会の決議機関は、本会の役員会とする。

2. 役員会は、会長が必要と認めたとき、随時招集する。
3. 役員会は、構成員の過半数の出席により成立し、採決は、出席役員の3分の2以上の賛否を以って成立する。
4. 役員会の議長は、会長がこの任にあたる。
5. 役員は、次の事項を審議し決定する。
 - (1) 規約の改正に関する事
 - (2) 防災計画に関する事
 - (3) 事業計画と、その実施に関する事
 - (4) 欠員補充による役員承認に関する事
 - (5) その他運営上必要な事項

(防災計画)

第9条 本会は、地震や火災等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2. 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 災害発生時の防災組織の編成及び任務分担に関する事
 - (2) 防災知識の普及に関する事
 - (3) 防災訓練の実施に関する事
 - (4) 災害発生時における情報の収集伝達・出火防止・初期消火・救出救護及び避難誘導並びに炊き出しに関する事
 - (5) その他必要な事項

(会費)

第10条 本会の運営費用は、自治会の予算内とし、自治会総会の採決を必要とする。

(雑則)

第11条 本規約に定めない本会運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定めることができる。定めた内容や規約は、7日以内に全居住者への広報を義務とする。

付 則

この規約は、平成14年4月1日から実施する。